

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和6年度第1回津市人権施策審議会
2 開催日時	令和6年9月6日（金） 午前9時30分から午前11時45分まで
3 開催場所	津リージョンプラザ 2階第1会議室
4 出席した者の氏名	（津市人権施策審議会委員） 青木幸枝、伊藤好幸、岩崎良子、金子誠子、北村弘和、楠本孝、佐藤ゆかり、鈴村圭子、高鶴かほる、谷口美子、長島りょうがん、濱本浩暢、原田朋記、古川和也、前川正和、山口登 （事務局） 市民部長 福森稔 市民部次長 平井徳昭 人権課長 山村武寛 人権課調整・人権担当主幹 渥美博 人権課人権担当主幹 岸岡康成 人権課主査 遠藤志乃
5 内容	令和5年度津市人権施策事務事業の評価について
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	市民部人権課人権担当 電話番号 059-229-3165 E-mail 229-3165@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 次のとおり

事務局	失礼します。人権課の渥美です。おはようございます。 定刻になりましたので、ただ今から令和6年度 第1回津市人権施策審議会を開催いたします。 本日は、ご多用の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。 それでは、開会に当たりまして、福森市民部長よりご挨拶を申し上げます。
福森市民部長	おはようございます。市民部長の福森と申します。よろしくお願いいたします。 改めまして、委員の皆様におかれましてはご多用の中、本会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 さて本日は、令和5年度の津市人権施策事務事業の評価についてご審議をいただきます。これまで委員の皆様からは200以上ある人権施策について、さまざまなご意見やご提言をいただいております。特にですね本年度は、市の各担当部署において、次年度の予算や事業計画に委員の皆様からの施策に対する評価・提言を活かしますよう、昨年度よりも作成の時期を早めさせていただきました。楠本会長をはじめ、評価検討委員会の皆様には、タイトなスケジュールの中何度もお集まりいただきまして、ご協議を重ね、評価案として取りまとめていただいております。誠にありがとうございます。 先ほども申し上げましたが、今回、令和5年度ということで、A3の資料の中に218の事業がありました。その中で、やはり担当者とするね、評価委員さんとの意識の違いなんか低いものがやはり90以上あります。評価委員さんが、担当者より良いつて思われたものが6つくらいありました。その辺はやはりいろいろ課題がまだ多いかと思いますので、今回委員の皆様のご意見等をいただきま

事務局	してですね、更にそれが良くなるように向上するようにですね取り組んでまいりたいと思いますので、本日はよろしく願いをいたします。 それでは、審議に入ります前に、お手元の資料の確認をお願いいたします。 ・事項書 ・座席表 ・委員名簿 ・令和6年度 評価検討委員班編成表 ・令和5年度 津市人権施策事務事業進捗状況評価表 ・令和5年度 津市人権施策事務事業進捗状況評価書 をお配りしております。 なお、このA3サイズの評価表と評価書は、事前に郵送させていただいたものを本日お持ちいただいております。 皆さま、足りない資料はございませんでしょうか。一応予備も用意しておりますので、大丈夫でしょうか。ありがとうございます。 本日の委員の皆さまの出欠状況ですが、片岡委員と川口委員より、所用のため欠席との連絡をいただいております。 委員18名中16名のご出席をいただいておりますことから、「人権が尊重される津市をつくる条例」第11条第2項の規定により、本審議会は成立しておりますことを報告いたします。 なお、本審議会につきましては、津市情報公開条例第22条及び第23条の規定に基づき公開審議とさせていただきます。 また、会議結果につきましては、市のホームページでも公開いたしますので、併せてご了承願います。 それでは、事項書に従いまして、楠本会長からご挨拶をいただきたいと思います。 また、その後は、令和5年度津市人権施策事務事業の評価について、楠本会長に議事進行をお願いしたいと思います。 それでは、楠本会長、よろしくお願いいたします。
楠本会長	おはようございます。 大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。 本日、皆様にご審議いただきますのは、「令和5年度 津市人権施策事務事業の評価について」です。 それでは、最初に、令和5年度 津市人権施策事務事業 進捗状況評価書（案）の作成の経過について、事務局から報告いただきます。 よろしくお願いいたします。
事務局	失礼します。 それでは、令和5年度 津市人権施策事務事業 進捗状況評価書（案）の作成の経緯につきまして、ご説明申し上げます。 着座にてご説明させていただきます。 令和6年2月に、令和5年度に本市で実施しました人権に関する事業の進捗につきまして、関係部局に調査を実施しました。そして、4月にその調査結果を審議会委員の皆さまに送付し、委員の皆さまからご質問・ご提言をいただきました。委員の皆さまからいただいた、ご質問・ご提言につきましては、5月に再度、関係部局へ照会をして、その回答を取りまとめました。こうして、とりまとめた報告書を基に、6月から8月にかけて評価検討委員の皆さまと楠本会長によ

	り、3班で合計16回の評価検討委員会を開催して、事業の評価をしていただきました。 事業別の評価につきましては、お配りしたA3サイズの評価表に取りまとめております。また、この評価表を基に、施策別の評価・提言についてまとめたいただいたものが、お手元の令和5年度津市人権施策事務事業進捗状況評価書（案）でございます。 本日の審議会におきましては、この評価書（案）を委員の皆さまにご審議いただきたいと存じます。 経過報告は以上でございます。 ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
楠本会長	評価検討委員の皆様には、評価・提言を取りまとめていただきまして、ありがとうございます。 それでは、審議に入りたいと思いますが、進行については、時間の制限がございますので、1項目10分程度で進めていきたいと思っています。 まず、評価書（案）の1ページから4ページを見てもらいますと、「令和5年度の人権に関する施策の取組状況について」は、市における基本施策、分野別施策ごとの取組状況の概要をまとめたものです。まず1ページから4ページまでの概要につきまして、ご意見ありましたらどなたからでもお願いいたします。 最初の「人権啓発の推進」のところですが、第3文になりますかね。 「企業啓発や街頭啓発を行うとともに、人権ポスターや人権標語の入選作品を活用して人権啓発用のポスターやカレンダーを作成し、自治会掲示板や公共施設に掲出することで日常生活の中で人権を考える機会を設け、人権意識の高揚を図った。」という文章ですが、ここの「自治会掲示板や公共施設に掲出する」というのは、人権ポスターとそれから人権啓発用のポスターやカレンダーを掲出したということですよね、並びからいくと。そうすると、言葉の読みやすさからいくと、「人権ポスターや人権標語の入選作品を活用して作成した人権啓発用のポスターやカレンダーを、自治会掲示板や公共施設に掲出する。」というふうにした方が文章の座りがいいように思うんですが、いかがでしょうか。 もしかすると、「人権ポスターや」の後に句読点を打った方が読みやすくなるかもしれません。「人権ポスターや、人権標語の入選作品を活用して作成した人権啓発用のポスターやカレンダーを、自治会掲示板や公共施設に掲出すること」と。中身は変わりませんが、そのようにした方が文章として読みやすくなると思います。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 他の点でお気づきの点がありましたら。 ございませんか。よろしければ、この1ページから4ページまでの項目についてはご了承いただいたということで。 次にですね、5ページに「総合的な評価・提言」がありますけれども、これにつきましては6ページ以降の「3 施策別の評価・提言」について検討した上で、この「総合的な評価・提言」のところへ戻って、皆さんに全体的な評価、今回はCにしようということですが、それが妥当なのかどうかということを検討していただく。そういう順序で進めたいと思います。 それではまず6ページですね。「人権啓発の推進」の項目です。評価ランクはC（ある程度進んだ）ということになっています。ご担当いただいたのは谷口委員と青木委員です。最初に事務局から説明をお願いします。

事務局	失礼します。6 ページの「人権啓発の推進」の「まとめ」ですが、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5 類になり、多くの事業が工夫しながら開催されたが、改めて地域で継続して行われている事業に関係者の熱意を感じる。各事業が基本方針に立ち返り、課題・問題点を明確にすることは今後の事業の進展につながる。すべての事業が集客と内容の両方にこだわった取組を継続する必要がある。「2 今後の取組についての提言」。目まぐるしく社会が変化するなかで、社会的な不安が及ぼす影響は大きい。潜在化している差別意識が明るみに出て、人権侵害が誰の身にも起こり得る身近な問題となってきた。集団心理の怖さ、社会的弱者へのしわ寄せを実感している人も多いように思う。人権侵害を未然に防ぐために、あらゆる分野での啓発を工夫して継続する必要がある。人権に対する意識は一人一人が身近な問題、自分の意識の問題として捉えない限り社会は変化しないため、そのことを意識した啓発事業を行わなければならない。地域の実情に合わせた取組や講演会、研修会等は継続して行うことに意義がある。津市においても、地域との関係を持たない人や外国籍の人が増えていることから、受け取る側に立った情報発信となるよう工夫しなければならない。社会のニーズを分析して、目的によって常に効果的な広報の手段や方法を検討してもらいたい。 以上です。
楠本会長	ご担当いただきました谷口委員、青木委員。特に谷口委員、何か追加で補足することはありますか。
谷口委員	長年続いている地域の取り組みというものが、やはり地域によってそれぞれ取り組みのあり方が違うってことはすごく大事だと思いました。それぞれの地域の実情にあったところで継続して、やはり続けていただいているということの意義というか、そういうものを今後も大事にしていきたいと思いました。
楠本会長	皆様の方から何かご意見ございましたら。
前川委員	「社会のニーズを分析して」ってということで、地域の中でこのことについて話してもらいたいなあっていう講師を選んで、そういう講師をついていうようなかたちで公に公募すると、違つかたちの講師が選ばれてしまうというような矛盾点がある。先ほど効率的に啓発をしていかなあかんって言われながら、効率的に啓発をしようとしている地域に対して、津市のシステムが上手く機能していないっていう現実があるので、そこら辺をやっぱり考慮してもらわなあかんの違うんかなって思う。この頃特に厳しかったので。講師選択について厳しくなったので思っています。せっかく地域の中で話し合って、「この人の話を聞いたら一番効果的や。」って思える事業にしていこうと思って講師を選択しても、その講師が業者を通すと選ばれてこないという矛盾点がある。そこら辺を上手いことやっていけるシステムにしていきたいなと思っています。
楠本会長	講師の選任について、我々どういう仕組みで講師が選ばれるのかっていうことを私はよく把握してないんですけども。事務局の方で何か今の委員のご質問に対して、回答することはありますか。
山村人権課長	やはり、公費を用いて講演会等を実施するにあたっては、市の決められたルールに基づいて契約手続きを進める必要がございます。その中で、当初予定していた講師の方がちょっと条件が合わなくて、別の講師の方を選ばなければならなかったということも実際に生じておりますので、その辺については、市のルールに基

	づいた講師選定も必要なんですけども、定められたルールの中で最大限地元の皆様のご希望に沿った講師の選定をしていくようなかたちで取り組んでまいりたいと思っております。 以上です。
前川委員	白山市民会館で、人権のつどいで呼ぶ人を「この人ええなあ。」っていう。市民会館の職員が「この人ええなあ。」っていう事に決まったんやけど、公募した中でやると違う人になったっていうんやけど、そこら辺のズレっていうのが、公募することで生じてくる。これでは効果的に啓発せえっていう方針と合わへんと違うかなって。そこら辺をもうちょっと、システムを地元の方の意見を大事にできるようなシステムにしていだけるとありがたいなと思っております。そういう意見が白山だけではなくて、他の地域でも同じようなことやって言うて聞かしてもらっていますので、よろしくお願いします。
楠本会長	今の部分っていうのは、社会のニーズっていうところを委員は指しておられたんですけど。「社会のニーズを分析して」っていうところを…。これは委員としては、できるだけ住民の意見を尊重…。
前川委員	尊重できるようなシステムにしてもらえるとありがたいなと。
楠本会長	「社会のニーズを分析する」っていうところに加えて、「住民の意見を尊重して」というのを付け加えれば、委員のご趣旨は通りますかね。
前川委員	そうですね。
楠本会長	「社会のニーズを分析し、住民の意識を尊重しつつ、目的によって常に効果的な広報の手段や方法を検討してもらいたい。」と。
高鶴委員	私も障がい団体の代表をしていますので、市町村合併する前だったと思うんですけども、今の旧の津市じゃなく白山も含めて何度か呼ばれてお話をさせてもらった時に、やっぱり昔の郡部のところの方が人権研修っていうことについては目的を持ってきちんと企画をされているなというのはすごく思いました。旧の津市は広すぎて、人もいっぱいいろんな有名な方がいらっしゃるんで、私たちの話を聞いたらうっていうのは中々無かったです。昔々は部落差別っていうのが元で人権というふうにきたのが、いろんな障がい者だけやなしに、いろんな人たちが差別にあっているっていう点をもって、今の津市が動いていこうと思うと、津市が把握している人だけやなしに、いっぱい人材があると思うんです。基準を設けて、それにマッチした、津市のリストに載ってなくても呼べるっていうような運用をしていただいたら。やっぱり人が来てもらわな研修はどうしようもないので。市が認めとる人の話を聞いて、それでよかったなあっていうのではない運用の仕方も大事やないかなあと思います。 〔「会長」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	はい、どうぞ。
事務局	今前川委員言われた講師の選定の仕方も、40万、50万、60万っていうちょっと高めを金額を委託料として支払って、講師を呼ぶ時は確におっしゃる通

	りなんですけど、それとは別にですね、旧津市と旧市町村にそれぞれですね市民人権講座っていうものを2枠設けさせていただいてですね、地域の課題に合った講師を地域ごとに講師を選べるようなですね枠も設けさせていただいて、その講師さんに関しては、各総合支所・本庁がそれぞれ好きな講師を選ぶことができますので、その時その時の一応ニーズに合った講師を選べるというふうな私たちも取っておりますので、先ほど高鶴委員もおっしゃったようなですね、地域でそういう必要とされている講師さんとかっていう掘り下げっていうのも、地域で「あの人がそういう話ができるよ、そういうことを頑張ってみえる方だよ。」っていうふうな方を講師にっていうこともできるようにしていますので、一応そういう二通りのやり方をやらせていただいているところです。
楠本会長	先ほどの住民の側の要望が、必ずしも毎回実現するとは限りませんが、できるだけ要望に沿った人選をしていくということが求められると思いますので、先ほど提案しましたように、「社会のニーズを分析して、できる限り住民の要望を尊重しつつ、目的によって常に」というふうに、そこに一文挟み込むということよろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	他にご意見ございますか。
原田委員	すみません、2点よろしいでしょうか。 1点目は「1 取組の評価」のところの1つ目のところと、5つめのところにある「地域人権啓発事業」と「企業啓発事業」に関わってなんですけど、特に「地域人権啓発事業」の最後に「市民参加を課題としている」という言葉が出てきます。これも津市だけに限らずに、県下全域、例えば市民・県民を対象にした講座を開催するときに、より多くの人はどう集まってもらわかってことはずっと前から課題となっているかなと思ってます。例えばこの津市の市民講座に参加をされたある企業さんからは、行っただけど結局そこには津市の職員の方が大半で、やっぱり市民に全然この講座が届いてないんじゃないかっていう声も実際に聞かせてもらったりしました。ですので、今後の取組については提言の中に、例えば「時間や場所を工夫しながら、より多くの市民が参加をできるような講演会等の実施を模索されたい。」みたいな言葉を是非入れてもらえないかなというのが1つ目の意見です。 2点目は、2番の「2 今後の取組についての提言」の一行目の最後から二行目に関わって、「潜在化している差別意識が明るみに出て、人権侵害が誰の身にも起こり得る身近な問題となってきた。」っていうこの文章が、具体的にどんなことを言われているのかっていうのが、私はあまりピンと来なかったもので、ここは質問になるんですけどもその2点をお願いできないでしょうか。
楠本会長	まず1点目は、集客に課題があるっていうところを、提言のところで集客についての課題っていうのは、「1 取組の評価」のところに集客を課題としてとることが多いので「更なる工夫を望む」と。これでは足りないですか。
原田委員	可能であれば、提言に何かその辺りを触れてもらえると、具体的に。
楠本会長	提言の中にそれについても触れるべきだと。

原田委員	入れていただけたらどうかと思いました。
楠本会長	先ほどの住民の要望をできるだけ取り入れるっていうのを、「社会のニーズを分析して」っていう言葉の後にですね、「住民の要望をできるだけ取り入れた運用」っていうことを書き加えることにしたんですが、今原田委員がおっしゃったのは、住民の要望が一層取り入れられることによって、集客ということにも繋がると。そういう趣旨であるとする、この最後の部分のところに、「1 取組の評価」のところの「地域人権啓発事業」の最後の文章のところですね。「講演会等への参加者が増えるように工夫しつつ」というような文を更に追加すると。そのようにしては収まるかなと思うんですが、原田委員どうですか。それでよろしいですか。
原田委員	はい。
楠本会長	最後の文章、「社会のニーズを分析して」っていう文の後に「住民の要望をできるだけ尊重しつつ、講演会等への参加者の増加に向けて工夫しつつ」というような。細部にわたる文章については、正副会長と事務局に一任いただきたいんですが、そういう趣旨の文言を追加するということによろしいでしょうか。
佐藤委員	今、会長も集客という言葉のためらわれたように思うんですけども、やはり人権ということに関して市民をお客様扱いしていいんだろうか。やっぱり人権の主体者ということですので、集客についても市民参加っていうかたちで書き換えていただいて、客という言葉はできるだけ使わないように、下の提言についても書いていただければと思います。 以上です。
楠本会長	確かに。参加者・出席者という別の呼び方に変えるように工夫したいと思います。
金子委員	ひとついいですか。 さっき言われたところの追加のところに、「時間と場所を考慮して」という一言をいれていただきたいなと思います。
楠本会長	いろんな開催方法に工夫をしながらっていうことによろしいでしょうか。
金子委員	はい。
楠本委員	原田委員、もう一点の方は…。
原田委員	2 番の提言の…。
楠本会長	「人権侵害が誰の身にも起こり得る身近な問題となってきた」っていうのは、何を指してそういうふうに言ってるのかということですね。
原田委員	教えていただきたいです。
谷口委員	きっと先ほど言われた「潜在化している差別意識」っていうところなんですけど、特に今コロナ禍からなんですけど、男女差別であるとか、それから外国人差別

	であるとか、そういうものが実際の社会の雇用とか現場で起こっている、そういうものが明るみに出てきたというようなことを伝えたかったんですけども。
楠本会長	この「潜在化している差別意識が明るみに出て」というのは、その契機になったのはコロナ禍ということですか。
谷口委員	コロナ禍以降ですね。
楠本会長	それがより顕著になってきたという。そういう意識で書かれたということですね。そうすると「潜在化している差別意識が明るみに出て」の前に、「コロナ禍を契機として」と入れれば最初の部分がどういう狙いで書かれたかっていうことが分かるようになると思うんですが。それで原田委員よろしいですか。
原田委員	はい。
楠本会長	それでは「潜在化している」の前に「コロナ禍を契機として」と。
金子委員	もう一点質問してもいいですか。 提言のところの「津市においても、地域との関係を持たない人」という言葉を使っているんですけど、これは自治会に加入していない人ということですか。
谷口委員	そうですね。
楠本会長	よろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	それでは、この「人権啓発の推進」ということにつきまして、評価Cというのを維持するか、それとも他の評価とするか。もし、Cの評価を変更すべきだと、修正すべきだというご意見がございましたらお願いしたいんですけども。Cという評価でよろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	それでは「人権啓発の推進」ということにつきましては、提言等のところに、今ご意見いただきましたように修正をさせていただいて、その上で評価Cというのは維持するというので次に行きたいと思います。 それでは次、7ページ。「人権教育の推進」という部分です。 評価はここでもC(ある程度進んだ)ってふうになっています。担当いただいたのは鈴木委員と金子委員です。事務局から説明をお願いします。
事務局	「人権教育の推進」、まとめ。目まぐるしく社会が変化し、働き方改革等が進められている中でも、さまざまな学びの機会を工夫することは重要なことであるとする。更なる「人権感覚あふれる学校づくり」「人権が尊重される地域づくり」につながるよう推進していただきたい。 「2 今後の取組についての提言」。社会的・教育的に不利な環境のもとに置かれている子どもたちと共に豊かな人権教育を創造していくには、何よりも人材育成が重要であるとする。本年2月29日に「差別を解消し、人権が尊重され

	る三重をつくる条例」に基づき、教育公務員に「自らの行為の不当性を十分認識するとともに、部落差別に関する正しい知識と認識を深めるよう」と知事から説示がなされた。このことを決して該当教育公務員の問題だけにするのではなく、今なお、部落問題は現存することをしっかりと受け止め、私たち自身を問う問題として、研修の充実、人権教育の推進を図られたい。
楠本会長	これにつきまして、鈴木委員、金子委員、補足したい点がありましたら。
鈴木委員	すみません。2点ありまして。 まず、まとめのところで、「人権感覚あふれる学校づくり」と「人権が尊重される地域づくり」という言葉を使わせていただきました。これについては、特に近年働き方改革を含めて、学校が目まぐるしく勤務状況が忙しいというのを聞かせていただいているんですけれども、子どもをそれぞれの地域の中、特に中学校区だと思えるんですけれども、そこで育てていくというのには学校の教員だけではなくて、やっぱり地域の大人の方たちにいろいろ学校の状況であるとか教育していただく必要があると思います。地域の中には、さまざまな人権課題について、いろいろ子どもたちにさせていただける方が、人材があると思いますので、そういったかたちで1点ここに入れさせていただいております。 それから、提言のところに、説示の部分のところを持ってきました。これについては、マスメディア等で皆様のご承知いただいていることだろうと思うんですけれども、今年の夏休みには各学校の方でそれぞれの研修がこのことについてなされていき、先生たちご自身が自分の差別等についてもいろいろ洗いながらいろんな学習を展開していただいています。これは決して私は教員だけの話だけではなくて、やっぱり保護者や地域の方たちにもこのことを知っていただきながら、差別の無い地域社会を作っていただきたいなあということで、敢えてこのことを書かせていただきました。 以上です。
楠本会長	今の事務局の説明と、それから担当委員の説明につきまして、何かご意見ございましたら。
長島委員	すみません、長島りょうがんと申します。 先ほど鈴木委員が言われたように、その通りだと思っております。特に教職員の部落問題についての意識や或いは取組がですね、まだまだだと僕は感じています。先生方も若い先生方がすごく多くなってきて、いろんな人権問題がある中で部落問題を柱にしていくべきだと思ってるものなんですけれども、そこで「人権学習推進事業」のところの文言の中で、「とりわけ構造的で気づきにくい人権問題について」ってさらっと書いてますけれども、「とりわけ構造的で気づきにくい人権問題や部落問題について」っていう、部落問題をやっぱり入れてほしいです。先生方の研修の柱として。これは意見なんですけど、是非もう一度、部落の差別解消のための意識を教職員自身がですね、きちんと正面に持ってきて研修を進めていただきたいという思いで。「とりわけ構造的で気づきにくい人権問題や部落問題について」って、部落問題を敢えて入れてほしいんですが、何かオブラートで包まれているような具体的な提案がさっき原田さんも言われましたけれども、やっぱりポイントを絞ってほしいと思うので、提言の中に「教職員の研修」「部落問題」ってことを入れていただきたい。そういう思いで意見を言わせていただきました。提言については大賛成です。ありがとうございます。

楠本会長	委員、今の部落問題っていうのを書き加えるべきだっていうのは、どの項目なんでしょうか。
長島委員	「人権学習推進事業」っていうのが4番目にあると思うんですけども、その「さまざまな生き方との出会い学習は、子どもたちにとって価値があることだと評価する。今後も子どもの実態把握から出発した取組を実施するためにも、教師自身が社会の中にあるさまざまな人権問題、とりわけ構造的で気づきにくい人権問題や部落問題について意識を向けていただきたい。」という。部落問題っていうのをに入れていただければなと。
楠本会長	今の長島委員のご提案は、例えば「教師自身が社会の中にあるさまざまな人権問題」の「さまざまな人権問題」の前に、「部落問題をはじめとするさまざまな人権問題」っていうふうな…。
長島委員	オッケーです。
楠本会長	そのようにした方が、文章の座りがいいかなって思うんですけども。いかがでしょうか。よろしいですか。
長島委員	賛成です。
楠本会長	他の委員、何かご意見ございますでしょうか。
佐藤委員	すみません。この審議会では毎回言っているんですけども、部落問題というふうに「部落問題をはじめとする」っていうように、特出ししないで他の人権課題についてももしっかり教師にも子どもにも学んでほしいっていう観点から、「部落問題をはじめとする」っていうことを取り立てて書いていただく必要はないと思います。以上です。
長島委員	今の意見ですけども、特に今回、教員自身が部落差別的な問題がありましてですね、今年度はやっぱり入れるべきだと。知事のこの提言も含めて、津市の教育の中でも敢えて入れるべきだと僕は思います。
楠本会長	この点については、人権施策基本方針を策定するときにも委員の間で意見が分かれた、そういう事項だったというふうに記憶しています。その際、委員一人ひとりからどのようなお考えがあるかということをお聞きした上で、最終的にこの審議会設置、それから基本方針の設置のベースというか出発点となっている条例ですね。条例が「部落問題をはじめとする」という、そういう文言が使われているので、本審議会でもそれを踏襲するというのが妥当ではないかという、そういうところで基本方針の方でも人権啓発の方で「部落問題をはじめとする」というふうになってまして、人権教育のところでは他の人権も重要なものであるから、部落問題だけをここで繰り返し「部落問題をはじめとする」というのは人権啓発のところでは書いたもので、人権教育のところではそれを敢えて繰り返す必要はないんじゃないかという、そういうふうに意見がまとまったと思うんですよ。ただ、今回は長島委員もおっしゃいましたように、知事から説示行われて、それでマスコミを通じて広く県民にも知られる事案が生じたということなので、ここで敢えてその問題をもう一度確認する上でも「部落問題をはじめとする」というのを、

	今年度はそれを強調するという文言を入れてもいいんじゃないかっていう、そういう趣旨だと思います。 佐藤委員の方では、女性の人権だとか他にもさまざまな問題が、部落問題を強調することによって、人権問題の中に優先すべきものとそうでないものがあるような、そのような誤解というかそういうイメージを持たれてしまうんじゃないかという、そういうご意見もあったかと思うんですけれども。 今年度は提言の中でも触れていますように、やはり今年の評価書の中には、やはりこれを敢えて入れる必要が僕もあるように思うんですよ。佐藤委員としましては、人権啓発のところでは既に「部落問題をはじめとする」というふうにして基本方針を作ったのだとすると、人権教育のところでは敢えてそれを繰り返さないということにしたのに、ここで繰り返すということに異論があらうかと思うんですけれども。今のよう今年度の特異性と言いますか、特段に必要とするという事情から見てですね、長島委員のおっしゃったように「人権学習推進事業」っていう一項目の中に、改めて「部落問題をはじめとする」という一文を入れるということについて、私の個人的意見としても必要なことではないかなというふうに思うんですけれども。 佐藤委員、追加のご意見ございましたらどうぞ。
佐藤委員	今のお話を伺いまして、令和5年度はということで了解いたしました。
鈴木委員	すみません。それで結構なんですけれども、一つだけお願いしたいんですけれども。私たちが確認の上でっていうことなんです、ここに今回説示の部分のところが出されたのが特別なことでは決していないと思っています。というのは、これは発覚をしてきたけれども、やはり教職員であつたり一般の市民の中にもこういうふうな差別的な意識っていうのは根強くあると思いますので、ですのでもたまたま言って言ったら変ですけども、説示があつたからここへ私はより知っていただきたいということで載せさせていただいたんですけれども、今回でこれが解決したっていうことでは意味が違うということだけは。すみません、なんか特別について言われると今年でこの部落問題が記述されないっていうか。それはまた来年度考えていただければいいのかなとは思いますが、そういう意味のことでは決していないというふうなことだけちょっと確認をお願いしたいんですけれども。
楠本会長	もちろんそうです。今年度のこの評価書の中に書き込むということにつきましては、今年度は特に必要なのではないかと。津市の基本方針の方でも既に十分議論をして、その上で人権啓発の部分のところで「同和問題をはじめとする」というふうに入れて、人権教育のところでは敢えてそれを繰り返さないっていうことで、この委員会のコンセンサスが得られたんだというふうに記憶しています。 それで今回人権教育の中で「部落問題をはじめとする」というのを改めてそういう強調する表現を入れるというのは、強調しなければならないような事案が広く知られることになった。それについて、この審議会として強調して触れる必要があると、そういう事情があつてこの評価書の中に敢えて強調して書き込むというふうにする趣旨ですので、重要性が今年だけに限られるとかそういう趣旨では全くございません。 他に何かご意見ございますでしょうか。
原田委員	すみません。そこに関連するんですけど、提言の3行目の「自らの行為の不当性」が、そんなこと言わなくてももう分ってるよっていう前提であればもういいん

	ですけど、例えば被差別部落の土地を理由に契約解除をした教育公務員にとか、事実を具体的に書いたらどうかなってというのは読んでいて思いました。全ての先生に部落問題に対する正しい知識と認識を深められるように研修がうたれているというのはもちろんあるんですけど、そのきっかけとなった事実が何かっているのは具体的にここで分かった方がいいんじゃないかなとは思ったんですけど、いかがでしょうか。
楠本会長	原田委員の提案は、なぜこういう説示に至ったのかという具体的な差別の内容を書き加えたらどうかってことなんですけれども。
金子委員	私も入れた方が分かりやすいと思うんですが、私たち県でこの話の研修をDVDも見て、講習も受けているんですけど、具体的なことは何も言われてないんですね。部落問題とか差別の話だけで。これがきっかけで、ここに書くことによって市の職員の人たちも他の人たちもよく分かるかなって思うので、その原田さんが言われる具体例を少し一行入れていただくことでよく分かるかなと思いますけれども。今言った契約解除の話の少し入れていただくほうがいいと思うんですけど。
長島委員	すみません。 これはでも、知事の説示と書かれているので、知事の説示の通り書いてくれたと思うんですけども、その辺は問題なかったら具体的に入れてもらった方がいいと思いますけど。
原田委員	知事の説示は多分鍵括弧の通りだと思うので、「教育公務員に」の前に「被差別部落の土地を理由に契約解除をした教育公務員に」とかって入れてもらおうと、事実としてそれは報道もされていることなので、先ほど金子委員が言っていたことの補足にもなるかなと思うんですけど。
楠本会長	どこまでその事実を書くかってことについては、原案を作成していただいた委員の中でも悩まれたことだと思うんですけども。お二人の委員からは、具体的に何が説示の根拠になったのかという事実を書いてはどうかっていう事なんですけども、私も会長としてではなくて一人の委員としてご意見申し上げますと、この評価書の文言の中に具体的な事実を書き込むということをする、他の事案についてもやはりそういった具体的な事実を書き込んでいるのかっていうと、これまではそうしてこなかったように思うんです。具体的な事実を書き込むということになりますと、やはり本審議会としても十分に調査をして、マスコミで報道されているからそれと同じ内容のものだったら評価書の中に書き込んでもいいということにはならないと思うんです。そうすると、やはり津市としても事実関係を調査した上で、この審議会に資料を出していただいて、その上でそれを評価書の中に書き込むという、そういう手順を踏まないと、具体的事実をその中に書き込むというのは、本審議会としてその事実について確認したということが前提になるろうかと思います。それは、本審議会としてそういうスタンスで事実を書き込むというのは非常に困難ではないかなと。ここでは、知事がこういう文言を使って説示をしたという、それが事実として確認することができますので。 簡単に言うとちゃんと裏付けがある事実ということですので、その範囲に留めるというのが本評価書の書き方としては妥当な範囲ではないかなというふうに思いますが。

高鶴委員	すみません、よろしいですか。 部落差別のことだけがこういうふうには書かれていますけれども、障がい施設で度重なって報道されている虐待もあるんです。それを全部書き込んでいたらキリがないと思うんです。特に知的障がいの人たちで自分を守ることができない人たちが度重なって職員さんから虐待を受けているっていうのがもう本当にテレビにも新聞にも出ている、この市内の施設のことがあるんです。でも皆さんには、そんな問題が起きているっていう意識ないでしょう。でも部落差別っていうと皆が反応される。一つ事象だけを捉えて何かをするというのは、すごくそれだけを問題にしているように思いますし。私自身知的の代表団体ですし、事業もしてましてご家庭の中を見てると、家族による経済被害っていうのもかなり目に見えますけども、市の担当者とも話をしてるんですが、私も無資格でなんの権限もないですし、市の職員さんも家庭までは入れないですわって言って、被害が明らかになったときに初めて救う事ができたとしても、その被害は莫大な金額の詐称とかそういうことになってくると、どこで救うのっていう話を今している中で、明らかになったこの被差別部落の問題だけを捉えるというのは、他にもいっぱいあるけれどもやっぱり長い歴史の中で部落差別というのがまだこの時代にも残ってるっていうことが分かるような文言にさせていただくと思います。 私自身もうちの母は戦後直後に伊勢に住んでいて、被差別部落のところで勉強を教えるっていう仕事もしていましたので、いろんな話を聞いていますので、やっぱり私の中で被差別部落に対する差別意識っていうのがゼロかっていったらそんな事ではないです。でもそれは理性で抑えられるレベルっていうことで皆地域で生活している人もいっぱいいる中でね、今回は知事が発言されたからそれについてこの場では表現をしていこうという、その程度で収めていただいたらいいと思いますけれども。
楠本会長	事実をどこまで書き込むかっていうことについては、もちろん事実を書いたほうがインパクトは強くなるわけですが、本評価書の文章としての性格を考えますと、具体的な事案の内容について、ここで評価書の中に書き込むということについては、報道をベースに評価書を作成することはできませんので、私としては今回はそう言った事実を書き込むというところまで踏み込むのはちょっと難しいかなと思うんですけども、いかがでしょうか。
北村委員	自分は児童養護施設の関係で仕事をしている北村というものですけども。 先ほど施設の虐待等、そういう報道もあるというところへんは自分も一番敏感に、そちらの方が自分は敏感にニュースも聞いたりしていて、部落っていうところの方が僕はあまり詳しく、そういうことがあったんやなっていうことをお恥ずかしいですけどもそういうかたちで聞いていました。 令和5年度でいきますと、虐待で死亡事例が市内であったというところが本当にあって、悲しいことだと思っていまして、それもありインパクトのあることで、その具体例をここに載せるのはちょっと違うかなというふうに自分も思ったので、会長がおっしゃられるように具体例として一つ載せるとなると、本当に次々とこれは載せてええのかどうかってふうなかたちでは思ってしまうので、自分も書き方としてはこれでいいのかなっていうふうには感じました。
楠本会長	原田委員のご提言なんですけども…。
原田委員	趣旨は分かりましたので。皆さんのおっしゃるとおり、部落差別だけ具体例を表記するのは違うんじゃないかなっていうのはもちろんそうかなと思いますので。

	それは受け入れさせてもらいます。 ただ、ごめんなさい、報道って言ったんですけど、三重県知事の説示の中に具体的に「被差別部落の土地を理由に契約を解除した」という言葉は出てくる事実なので、それだけごめんなさい知っておいてもらえたらと思います。
楠本会長	他の委員もいかがでしょうか。具体的な事実の書き込みまでは今回は見送るということでよろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	全体の評価はCということなんですけども、これを修正すべきだということについてご意見お持ちの方いらっしゃいますでしょうか。ないようですので、それではこのCを維持するということにしたいと思います。 ちょっとペースアップをお願いします。 それでは8ページ、「相談・支援体制の充実」というところですが、事務局の方で説明をお願いします。
事務局	「相談・支援体制の充実」、まとめ。複雑で多様化した相談・支援内容に対して、ほとんどの事業において関係機関と連携・協力を図り、さまざまな工夫がなされていることは評価できるが、事業の取組状況を振り返り、課題・問題点をしっかりと捉え、次の取組に活かせるよう相談支援体制の更なる充実を望む。 「2 今後の取組についての提言」。人権にかかわる相談は、複数の要因が複雑に絡み合っているものも少なくない。相談者の立場に立ったきめ細やかな対応が求められる。そのため、人権相談の実施者は、研修を重ね、専門性の確立を図るためにより一層のスキルアップが必要である。人権は市民にとって保障されるべき生活の基盤である。ライフステージに応じた途切れのない相談・支援体制の強化を図り、必要なときに、誰でも安心して相談できる環境作りに努められたい。
楠本会長	ご担当いただいたのは、川口委員と岩崎委員ですけども、追加のコメントありましたら、よろしくお願いします。よろしいですか。 それでは、皆様の方から何かご意見ありましたら伺います。よろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	そしたら評価Cという、ある程度進んだということになっていますけども、この評価Cを修正すべきだっていうご意見ございましたらお願いします。それではご意見がございませんので、この「相談・支援体制の充実」の項目は、これでご了承いただきましたので、次に行きます。 9ページです。「ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」という部分で、事務局から説明をお願いします。
事務局	「ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」、まとめ。さまざまな事業で着実にUD化は進んでいる。今後も必要な予算を確保し、UDのまちづくりをすすめていただきたい。近鉄南が丘駅のUD化事業のように、津市が補助金を出すような事業については、UDの観点で工事が進められているかどうか、確認を徹底するよう努められたい。

	「２ 今後の取組についての提言」。海浜公園内陸上競技場や南郊公民館及び津市消防団施設など新施設の建設の際には、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づいた整備をすすめていただきたい。また、社会教育施設、社会福祉施設等の修繕など既存施設の更新の際には誰もが利用しやすい施設となるようUD化が必要である。ハード面だけでなく、一人ひとりが、お互いの人権を尊重し、多様性を認めるUDのまちづくりの基本となる人権尊重意識の高揚に向けて、事業者や地域住民にUDの考え方を普及啓発していただきたい。
楠本会長	担当委員は金子委員ですが、何か追加のコメントがありましたらお願いします。
金子委員	特にですね南が丘の駅のことで全部話をさせてもらったんですけど、南が丘の駅にエレベーターが設置をされたということで、確かに車椅子の方とかベビーカーの方とかは、エスカレーターではなくて、エレベーターの設置により利用しやすくなったと思うんですけど、今まであった利用者も多かったエスカレーターが無くなって、エレベーターしか無くなったもので、そのことについてちょっといろいろ議論をさせてもらったんですけど、近鉄に関しては県からも津市からも、もちろん事業者からお金が出ているんですけど、補助金を出しているってことでずっと毎年ですね計画の中には出ていたんですけど、内容について担当課がどこまで近鉄さんと話しているかということが、私たちも分からなかったんですけど、今回エスカレーターが無くなって、一般の駅でも大分エスカレーター利用者の方がエレベーター利用者より多いのは、歴然としているんですけど、無くすっていうことは私の中では全然なかったんですね。階段とエスカレーター、エレベーターの三択があって、そこから好きなのが利用者を使うっていう。それがUD化だと思っていたもんで。補助金を出したときに、事業内容についてもうちちょっと担当課が踏み込んだ話合いを、そこに関わって話をさせていただく方がいいんじゃないかってことで。今回分かったことは、補助金、お金は出しているけど、それを担当業者である近鉄さんの方にお金を出しているだけで、内容についてはそんなに触れていないということでしたもので、それではおかしいんじゃないかっていうことで、他にも補助金が出ている事業については、UD以外でもそうなんですけど、踏み込んで担当課が話をしていく方がいいんじゃないかっていうことで書かせていただきました。 他に提言の方にも、施設の改修とかいろいろ出してはもらっているんですけど、それがただの修理じゃなくてUDにどこまで配慮をどしているかっていうのが大事なんじゃないかっていうことで書かせていただきました 以上です。
楠本会長	事務局の説明と担当委員の説明を踏まえまして、何かご意見ございますでしょうか。
高鶴委員	すみません。
楠本会長	はいどうぞ。
高鶴委員	まちづくりっていうと、建物とかそういうものに目が行きますけれども、私は車に乗りませんので、いつもバスに乗っています。皆さん見たことないですか、歩道。自転車道のその線のこちら側が点字ブロックが入っているんです。ということは左利きの人が行くときにはいいかも分からないけど、右利きの人は自

	転車道に入らないと点字ブロックを触れないんです。そういう道がいっぱいあります。UD化と言うとバリアフリーとか何とか言われますけども、ここの委員の中には視覚障がいの方が入っていらっしゃらないのは私いつも言わせてもらっているんですが。三重会館のところでもどこでもそうです。あれって視覚障害の人に事故に遭えて言っているのと一緒にです。バリアフリーだけやなしにもっと障がい者にやさしいまちづくりっていうのであれば、あんな危ないものをそのまま設置していくっていうことを声を上げていかないかんのと違うのかなと思って、いろんな場所で私は声を上げていますが、改革に向かったことは無いです。ここ何年ものいろんなところで言っていますけど。ここの会には視覚障がいの方入っていませんよね。
楠本会長	そうですね。 今の問題を担当する、津市の中で点字ブロック等の設置に関わっている部署っていうのはどの部署ですか。
高鶴委員	あれは警察かなんかですか。
楠本会長	それは事業としては県レベルですか。
山村人権課長	道路の管理者ですね。国道であれば国の。
楠本会長	国道であれば国だし、県道であれば県。
山村人権課長	市の道路であれば、工事事務所の管轄です。
楠本会長	その場合は国からガイドラインが作られていて、そのガイドラインに沿って作るというのが形になっているんでしょうかね。
高鶴委員	市の道でそんな点字ブロックとか自転車道なんてないでしょ。
山村人権課長	あんまりないですね。やっぱ大きな道でないとないですね。
楠本会長	だから津市の事業評価にその点が中々反映されにくい…。
高鶴委員	それは分かって言っています。いろんな場で私はずっと声出しとるけども、改革に向かっていかないっていうのがやっぱり障がい者の差別と一緒になんとちがいますか。
楠本会長	津市としてどのように関われるかっていうことで言いますと、国や県に今のようない問題があるっていうことを津市の方から要望してもらおうと。住民の意見あるいは住民からの要望として、そういった点字ブロックの在り方について、障がいの安全により配慮したような設置、改修ができないものかっていうのを津市の方から県、もしくは国の機関に対して要望を出してもらいたいというような。もしこの評価書の中に書き込むとすると今のような…。
高鶴委員	書き込むかどうかはともかく、ここでこういうことが話題になりましたと。 人権審議会では管轄外だから、国に対して要望としてこういうふうな意見がありますよっていうふうなのを表明するっていう。何も意見書を出さんでもどっか

	のところで市長なりどなたかが言っていただけると一番嬉しいですけどね。要望書出すって言ったって、国に意見を出そうと思うと大変でしょう。 手順を踏んでこんな事例がどうのこうのっていうて、そのことによってこんな事故が起きていますよとかって統計までとらないと要望書としては出来ないでしょう。声出さだけやったらちょっとちらっと市長さんなんかはどこかで喋ってくれるとか。人権審議会でこんな話が出ているんですみたいな感じでね。どこかで声を出していただくと、そうやそうやって視覚障がい団体が声を上げるきっかけになると思うんですよね。
楠本会長	今の委員のご意見ですと、今はそういう事業評価書の中には出てきていないけど、そういう問題があるっていうのを委員の中で共有しましょうと。あるいは事務局の担当者が知った上で何かの機会にそれを話題にしていくことによって、問題意識を広げていきましょうと。そういうご趣旨のご提言ということでよろしいでしょうか。
高鶴委員	私はSNSで発信したりしていますけども、もういっぺんやります。
楠本会長	それではこの評価書の修正までは求めないということでよろしいですか。
高鶴委員	はい。
楠本会長	他にご意見ございますか。 評価ランクはCである程度進んだということになっていますけども、もし修正の意見がございましたらお願いします。よろしいですか。 「はい」と呼ぶ者あり。
楠本会長	それでは、「ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」は評価Cということで次に行きたいと思います。 次10ページです。「市民活動の組織などとの連携の推進」。事務局の説明をお願いします。
事務局	「市民活動の組織などとの連携の推進」、まとめ。新型コロナウイルス感染症の影響で縮小せざるを得なかった事業も再開されるようになった。発足の経緯や活動に込めた思い・目的等は語り継がれる必要があると考えるが、実施方法は必ずしも踏襲しなければならないことはない。新たな取組も検討しながら、意欲的な活動が展開されることを望む。 「2 今後の取組についての提言」。活動が意欲的に行われるためには、事業の目的に即して、具体的にどのような成果があったのかを実感できることが重要である。ともすれば、事業を行ったこと自体が成果と考えがちであるが、そうではなく、目的に即して、どのような現実を把握し、取組の結果どのような成果があったのかを、活動の主体側と対象側双方の気づきや変化等に視点を当てながら考えていく必要がある。その中で把握した課題の把握に向けて、新たな取組が展開されることで、事業が活性化することに期待する。
楠本会長	ご担当いただいたのは青木委員と谷口委員です。 何か追加すべき点がありましたらお願いします。

青木委員	ここに書いた通りです。
楠本会長	よろしいでしょうか。 皆様の中でご意見・ご質問ありましたらお願いします。
佐藤委員	「1 取組の評価」の下から2つ目、「男女共同参画推進団体等への支援」というところですが、「防災・減災をテーマに話し合った」とありますが、報告書を見ると話し合いはグループワークの一部に過ぎませんので、ここを「話し合った」ではなくて、「研修した」というふうに修正していただけたらと思います。 続いて、「男女共同参画の視点からどのような意義があったのか」というふうに書いてありますが、「男女共同参画推進団体等への支援の視点からどのような意義があったのか」というふうに書き加えていただければと思いますがいかがでしょうか。
楠本会長	より内容を正確にするっていう趣旨ですね。
佐藤委員	はい、そうです。
楠本会長	防災・減災をテーマに研修がなされているが、その内容が男女共同参画推進の視点からどのような意義があったのか…。
佐藤委員	ごめんなさい。「男女共同参画推進団体等への支援の視点」です。
楠本会長	支援の視点からということですね。推進団体への支援の視点。 より正確に書くということですが。内容の修正というよりは、文言の修正ということなんで。
青木委員	正確にご指摘いただきましてありがとうございます。
楠本会長	それでよろしいでしょうか。谷口さんは。
谷口委員	はい。
楠本会長	何か他にご意見ございますか。 ここでは評価Cということになっていますけども、この評価Cに修正の必要があるっていうふうにお考えの方いらっしゃいましたら、ご意見お願いします。よろしいですか。それでは評価Cということに…。
前川委員	すいません。「1 取組の評価」の一番下の「白山市民会館人権フェスティバル事業」なんですけど、「ふるまいについて」って書いてあるんですけど、去年も今年もふるまいはもうしないっていうようなかたちでなっているんですね。
楠本会長	令和5年度の評価には出ていましたよね。
佐藤委員	ふるまいの代わりになにかこう、別の物を作ったっていうことが書いてありませんでしたか。
前川委員	ふるまいはもうしていないはずなんですよ。

	コロナ禍で全然してなくて、去年も今年もしてなかった。もうしませんって言われたんで。
事務局	すみません。「ふるまい餅は中止とし、少人数のボランティアにより手作りお菓子をふるまいました」とあります。
前川委員	そのふるまいなんですね。分かりました。
楠本会長	他にご意見ございますか。 この項目についても評価Cなんですけれども、評価Cを修正すべきだというご意見ございましたらお願いします。それではご意見がございませんので、この項目についてもご了承いただいたということにしたいと思います。先ほどのご意見ございました文言の修正をした上で、ご了承いただいたということで、次に行きたいと思います。 では11ページです。「同和問題」です。事務局の説明をお願いします。
事務局	「同和問題」、まとめ。さまざまな人権問題が複雑に絡み合う中で、同和問題の解決に向けた施策から人権施策が発出したことを再認識し、関係者が常に原点を忘れず人権施策を推進されることを望む。そのことが、「部落差別解消推進法」の具現化を図る地方自治体としての責務を果たすことにつながると考える。 「2 今後の取組についての提言」。社会状況が大きく変化し、インターネット等によるさまざまな差別的な書き込みは後を絶たず、ますます誤った情報が拡散されている状況がある。こういった状況を解決するためにも市民の人権意識向上に向けた施策充実を図りたい。2023年6月、被差別部落の地名をインターネットで暴露する行為に対して、東京高裁は「差別されない人格的利益」を認め、憲法13条「幸福追求の権利」と14条1項「法の下での平等」を根拠に「人はだれしも不当な差別を受けない人格的利益を有する」とした。このことを市民一人ひとりが自覚できるような人権施策を全庁を挙げて取り組まれない。
楠本会長	担当いただきましたのは鈴木委員と金子委員です。何か追加のコメントございましたらお願いします。
鈴木委員	「1 取組の評価」のところの上から4つめの「隣保館運営事業」なんですけれども、これ非常に毎年見せていただけていますが、迷うところがあります。ここにも記載させていただいたんですが、隣保館運営事業の事業目的の部分のところについてはここに書かせていただいているように、「部落差別解消推進法に基づき、相談事業の充実に努める」ということが記載されているんです。ところがこの隣保館運営事業のところに出てくるのは、デイサービスの事業なんです。デイサービスがダメだということでは決してないんですけれども、「相談事業の充実に努める」というふうな言葉が書かれていたときに、例えばデイサービスの中で地域の方がこういうふうな相談があったとかこういう声があったとか、そういう部分のところも書き込んでいただけるとすごい分かりやすいんですけれども。デイサービスをしましたっていうふうな感じで書かれているので、そのところは事業をされていく部分のところはどう伝わっているのかなっていうのがちょっと私としては分からなかったのもので、また今後、来年度に向けて、そのところは事務局の方でも検討していただけると有難いなと思って書かせていただきました。

楠本会長	事務局の説明と委員の追加のコメントをもらいまして、何かご意見・ご質問ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。
前川委員	すみません。
楠本会長	はいどうぞ。
前川委員	私は隣保館運営審議委員でもあるんですけれども、隣保館の運営審議委員会の中でも相談事業についてはいろんな資料をもらう中で、例えば相談の中身は人権相談、生活相談、教育相談、健康相談、その他の相談。ある隣保館なんかはその他の相談が年間10件で出てるような現実で、やっぱりいっぱいしているところとしてないところの落差っていうか取組の差っていうのがありますので、そこら辺を充実してほしいなっていうような意見が出ているのが現状で、先ほど言われたように、ちゃんと相談事業を取り組んでいただきたいなっていう思いは其中でも出ておりました。状況だけお伝えしました。
楠本会長	他にご意見ございますか。 それでは、ここでも評価ランクはCになっていますけども、これを修正すべきというご意見ございましたらお願いします。 それではご意見がございませんので、ご了承いただいたということで次に進みたいと思います。 12ページ、「子どもの人権」。事務局から説明をお願いします。
事務局	「子どもの人権」、まとめ。今年度も子どもの人権に関わる多くの事業が実施される中で、以前の取組を踏襲しているだけの事業もみられたが、母子保健事業では、改善を重ねて充実した取組になっていることを評価したい。また、子どもの権利に関わる全ての事業は、子どもの主体性を大切にして、子どもの権利意識を醸成し擁護するものであるという目的を念頭に進められたい。 「2 今後の取組についての提言」。子どもの人口は年々減少しているが、いじめ、自死、不登校は増え続けている。また、児童虐待通報も増加し続けており、子どもの虐待死の報道も後を絶たない。多くの子どもたちが生きづらさを抱えて、それを誰にも相談できないでひとりで抱え込んでいる現状から、改めて子どもの育ちを地域社会で見守ることの重要性を感じている。保護者が孤立しない子育て環境を整え、子どもたちが地域との関わりの中で多様な価値観に触れながら育つことができるように、さまざまな施策を講じることが求められている。津市にも多くの子育てが困難な要支援家庭があるが、子どもの基本的人権が守られ、子どもの主体性が大切にされる社会に変えていく必要がある。令和5年4月に「こども基本法」が施行され、子ども施策の大きな転換期となっている。津市においても、子どもたちの声を反映した「津市こども計画」の策定が進められているが、あらゆる施策に子どもの権利保障の網掛けができる「津市子どもの権利条例」が制定されることを切に切に望む。
楠本会長	担当いただきましたのは谷口委員と青木委員です。何か追加のコメントございましたらお願いします。
谷口委員	ここに書かせていただいた通りです。
楠本会長	それでは、皆様の方からご意見・ご質問ありましたらお願いします。

	よろしいでしょうか。 そうしたらここでも評価Cっていうことになっていますが、評価を修正すべきだというご意見ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。 それでは、ご意見がございませんので、この項目も了承いただいたということで。 次は13ページ。「女性の人権」。事務局からご説明をお願いします。
事務局	「女性の人権」、まとめ。女性の人権についてさまざまな事業がおこなわれていることは評価できる一方で、課長級以上の女性職員の割合、審議会委員等に占める女性の割合は共に低く、女性登用に向けた一層の努力が必要である。取組状況から課題・問題点を把握し、今後の事業予定につながるような一層の工夫や努力を望む。 「2 今後の取組についての提言」。日本国憲法や世界人権宣言は男女の同権・平等を定め、女子差別撤廃条約は社会のさまざまな場面における女性差別の禁止を求めている。男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな取組が進められているが、今後はより、積極的に取り組むべき課題、社会情勢の変化により生じた新たな課題に対応すべく、女性の人権施策を進めて欲しい。
楠本会長	この「女性の人権」につきましては、担当された川口委員が本日ご欠席ですので、原案作成の段階で私も一番最後に参加しましたので、なぜ評価Dになっているかということも含めまして補足のコメントをさせていただきます。 最初の立ち上がりの時はですね評価Cということにしたいというふうに考えていたんですけども、最終の段階になりまして、「1 取組の評価」の3つ目ですね、「各々の能力及び経験等に応じた職員の配置及び職域の拡大」。この項目とそれからその次の「審議会等への女性の登用促進」の項目につきまして、津市における実績が伸びていないと。そういう事実があります。関係部署としては数値・比率を上げるということについてご努力されているかと思うんですけども、結果として数値が改善されていないというのは現実としてある以上ですね、やはりこの項目について進んでないと言わざるを得ないんじゃないかということでもちよっと厳しめの評価ですがDというふうにしました。 そのことも含めまして、皆様の方からご意見・ご質問あればお願いします。
佐藤委員	D評価については賛成します。市長の方から40%という数字が提示されたのにこの有様なのでDで私はいいいと思います。それから修正として3点申し上げます。 1点目は表現の修正なんですけど、「1 取組の評価」の1点目。「セクシャル・ハラスメント」と本文中にありますけど、見出しが「セクシュアル」になっていますので表記を揃えていただきたいというのが1点目。2点目、その下の教職員等の研修なんですけれども、人権ステップ・アップ講座を評価できるとしていただいておりますが、質問に対する回答を見ると、令和5年度の参加者は17名と非常に少ない数字になっておりますし、毎回講師も同じ源さんに来ていただいているということでマンネリ化してるんじゃないかなとは私は考えます。ですので表現をですね、「実施していることは評価できる。」ではなくて、「実施しているが、より多くの教職員が参加できるよう、内容や方法を検討されたい」というふうに、表現を変えていただけたらどうかなと思います。3点目ですが、「1 取組の評価」の4つ目、「審議会等への女性の登用促進」ということで、前段、「男性が推薦される場合が多いこともあり、」っていうことで、なんか言い訳を書いているような感じがしますので、前半と後半を入れ替えましてですね、「令

	和6年3月31日時点で」っていう数字の方を先に持ってきて、その後「審議会委員等の選出にあたっては、各種団体等に対して積極的に女性の推薦を依頼してもらっているが、審議会によっては推薦依頼団体の構成上、男性が推薦される場合が多い等、選出方法の見直しこそ急務である。」というふうにちょっと言い訳ではなく厳しめに提言をした方が良いのではないかと思います。 以上3点ですがいかがでしょうか。
楠本会長	ちょっと確認させてください。 最後の「審議会等への女性の登用促進」につきましては、「令和6年3月31日時点で」っていうのはどこの部分に入れますか。
佐藤委員	まず、「令和6年3月31日時点で」というのを一番最初にもってきます。一番最初にもってきて、「早急な対応や働きかけを期待する。」まで書いて、その後で「審議会の選出にあたっては、」というふうになんかいろいろ理由が書いてあって、「男性が推薦される場合が多い等の理由もあるが、この選出方法の見直しこそ急務である。」っていうふうに書き換えて、前半と後半で入れ替えて書いていただけたらどうかなと思いますがいかがでしょうか。
楠本会長	「25.8%となっている」と。「委員の選出方法の改善が求められる」というのを一文入れればいいですか。よろしいですか。 最初の1つ目は、「セクシュアル・ハラスメント」か「セクシャル・ハラスメント」か。これ表記って、基本方針はどうなっていましたか。
山村人権課長	「セクシュアル」になっていますね。
楠本会長	じゃあそちらの方に統一しましょう。 それから2つ目が、「1 取組の評価」の2番目ですね。「教職員等の男女共同参画意識高揚と研修の充実」のところは、3行目の「女性の人権に関わる講座を実施しているが、より多くの教職員が参加できるように開催方法と講師の人選について工夫をされたい。」ということですね。 それから、先ほどの審議会については、委員の選出の在り方にも改善が求められるという文章を入れるということなんです。 今のご意見についていかがでしょうか。よろしいでしょうか。 〔「異議なし」との声あり〕
楠本会長	それでは文案については事務局にさせていただくとして、今のような評価でよろしいですか。評価Dということなんですけれども、それでよろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	それでは、次に進みたいと思います。 14ページ。「障がい者の人権」というところなんですけれども、事務局の方からお願いします。
事務局	「障害者の人権」まとめ。障がい者の人権についてはさまざまな施策が実施されている。取組状況から課題・問題点を把握し、今後の事業予定につながるよう一層の工夫や努力を望む。

	「2 今後の取組についての提言」。障がいのある人が日常生活や社会生活を営むには、さまざまなバリアがある。各施策の前年度までの取組状況や目的、達成度に大きな影響があった課題・問題点を捉え、要因について分析等の評価を行うとともに、その評価結果に基づいて次年度の施策の方向性や施策目的の達成手段である事業の改善方針を考え、施策及び施策を構成する事業について一体的に進捗を図ることが必要である。障がいのある人も、ない人も同じく尊厳のある生活を送れる社会をめざし取り組まれない。
楠本会長	この項目につきましても川口委員がご担当だったんですけれども、今日ご欠席です。 評価ランクをBとしました。これも立ち上がりの段階ではCだったんですけれども、最終段階でBとしました。この評価書を作るというのはアセスメント、どれもみんなCというふうに横並びで行くというよりは、積極的に評価できる部分が多ければ横並びでCというふうにするよりは進んでBという評価にし、それから成果が見劣る部分があれば思い切ってDの評価を付けるという、そういうメリハリを付けるということが必要ではないかという。そういう立場から、この「障がい者の人権」については、「1 取組の評価」の部分に最終的にこの項目については評価できるという、その部分が他の事業に比べて比較的多くみられました。そういうことを踏まえまして、評価できる項目が多いのであれば思い切ってB「進んだ」という評価にしてもいいんじゃないかということで審議会の委員の皆さんに図ってみようということになりました。そういう総合的に評価できるという項目が多くなっているということでB「進んだ」という評価になりました。という点を補足させていただきます。 委員の皆さんの方から何かご意見・ご質問ございましたらお願いします。
高鶴委員	旧の津市は昔から可能な限り、障がいがあっても通常学級で受け入れて、ということが難しい方は拠点的なところで特殊学級を設けてくるというのが普通でした。それが養護学校ができてから、ある部分は棲み分けみたいになっていますけれども、取り立ててそんなに保育園での事業やとかっていうのがそんなに進んだわけではない。 新しい津市になって、前のところでどれだけの障がい児保育がされているかっというのはちょっと分かりませんが、うちの子がお世話になっていた保育園の先生が三重大の幼稚園教諭の奥さんで、ご夫婦でケース検討をして本当に難しいうちの子を受け入れてくれたというので、その先生が中心になって障がい児保育の研修が進んで、当時の児童相談所の方もそこに加わって下さってということは、うちの子は50歳すぎに亡くなってしまいましたけれども、その子が学校上がる前に、当時の津市にもそういう構図ができていました。ですから今、それよりも進んだらかっていったらそんなに変わってないと思いますが、障がい児教育という観点では国も県も市もどんどん地域で受け入れていくということも進められていると思うんですけども、実はうちの会で事業所をしています。津市は障がい程度が軽いと通常学級みたいなかたちでの受け入れをしてもらっていましたが、やっぱり子どもの中に入るといじめが大変で、実はその人精神を併発してしまったんですいじめに遭って。 そういう人を見ていると、今の津市の中の環境が本当にすごく進んだとは私は思いません。
楠本会長	評価ランクBというのは修正すべきだと。 Cという評価にするくらいで。

	委員のご意見ではBというのは高い評価をし過ぎだと。Cぐらいじゃないかということによろしいですか。
高鶴委員	一番問題がね、家庭の中には行政の私たちも入れない。そこで虐待が起きていても、やっぱり家庭の問題として看過するしかないっていう実態があるわけです。経済被害やとかいろいろ。そういうことを考えると、第三者が救いたくても救えない人がいるっていうことを考えると、進んだとはとても思えません。
楠本会長	他にご意見ございますか。はい、どうぞ。
鈴木委員	すみません。評価の表示の部分のところについてなんですけども、先ほどの議論の中で昨年度まではCであったんだけどBについていうかたちで言われて、それに対してご意見をいただいている。具体的なことを高鶴さんから話をしていたと思うんですね。この評価の部分のところが実は私たちにも、金子さんと一緒にさせていただいている中でもグループの中でも、ちょっと問題を出させていただいたところがあるんです。というのは、多分それぞれの事業の担当をしていただいている方の評価っていうのが、この障がい者の人権のところはかなり高いのかなっていうふうに思うんですね。そうすると、評価委員の方はそれに基づいて結局、例えば担当課が5や4の評価を挙げてあった時に、去年より進んだと捉えてるからそうなんだねも含めて、そういう評価をせざるを得ない状況があるろうかと思うんです。ただ、事業をしている担当の課がやっている評価の基準と私たちの評価基準が違うんですね。それがちょっと分かってきましたもので、だからこそズレも生じている部分があるのかなって思っているんです。事業をする担当者の方は、去年のことをしたから、今年もしたから、去年よりちょっとこれをしたから上げるというふうな、評価を上げるような点数になっているようにも見え隠れが非常にするんですね。でも評価委員の方はそういう見方はしていません。評価委員としてはやっぱり進んだか進んでないかの中に、基準の部分のところでやっぱり目的に迫れたとかそういう部分のところも入ってきますし、それに対して人権意識の高揚がなされたかどうかっていうのも実はその評価点の中に審議委員の方はなっているので、ズレが生じているような気がするんですね。ですので、これを私も評価ランクBに上げることがいいのかどうかっていうのはちょっと疑問に思います。
楠本会長	やはりちょっとBは評価高すぎるんじゃないかというご意見が出されていますが、私自身事前の検討の中で、先ほど申しましたように全部Cという流れになるよりは、ちょっと増幅してですね、メリハリをつけるという趣旨でCからBっていうふうにご意見申しあげたんですけれども、実態がそれに伴っていないのであれば、当然それはBは付けるべきじゃなくてCにすべきです。ですからメリハリを付けるっていうようなことでCをBにするっていうのは、もし実態がそれに伴っていないのであればそれは誤った評価ということになるので、Cに戻すべきだと考えます。 皆さんの中でよろしければ、今ご意見出ましたようにBの評価をCに改めたいと思いますけどもいかがでしょうか。よろしいですか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	それでは評価Cにランクを下げたいと思います。 次、15ページです。

事務局	「高齢者の人権」のところでございます。事務局、説明をお願いします。 「高齢者の人権」、まとめ。高齢者が安心して生活できるよう、各事業が課題、問題点等を改善すべく工夫しながら取り組まれていることは評価できるが、事業の継続だけでなく更なる創意工夫を重ね、高齢者にとってより利用しやすい事業となることを期待する。 「2 今後の取組についての提言」。認知症の行方不明者が増え、全国で問題になっている。津市においても高齢者向けの講座「元気アップ講座、認知機能アップ教室、高齢者向けのスポーツ教室」等、フレイル予防のための事業を包括支援センターや保健センター等とも連携して、地域全体で取り組まれない。さらに、一人暮らしで認知症のある高齢者の見守りと迅速な支援に向けての体制整備にも期待する。
楠本会長	これについては岩崎委員がご担当されたんですけども、補足の説明がありましたらお願いします。
岩崎委員	ここへ書かせていただいた通りで、ありません。
楠本会長	委員の皆さんの方で何か質問あれば、意見ございましたらお願いします。
伊藤委員	文言の訂正までは求めません。2つほどご意見させていただけたらと思います。 まず、2つ目のところにあります「シルバー人材センター運営事業」でございすけども、多くの会員さんが沢山の事業がされて、利用者の方から高評価を得られているということでございますけども、いい事かなと思いますけども、1点、会員の皆様からのご意見の中に、ある特定の事業については会員さんが固定されてなかなか仕事を回してもらえないというご不満もいただいております。皆さんが公平に仕事を受注できるように計らっていただければなというふうに思います。 2つ目は、4つ目の項目のところに「インターネット等の情報通信技術を利用できる人とできない人の格差がなくなるように努めてほしい」とあります。昨今、いろんなSNSでの誹謗中傷とか騙しとか詐欺とか出ているかと思います。特にこれからデジタルを利用しなければならない場面がたくさん増えてくるかと思いますが、高齢者の方々に是非正しい利用の仕方「こんなことには気をつけよう」というようなことをいろんな場面でやっていただければなと思います。ちなみに、今日、高田短期大学でインターネットとスマートフォンの講座をしていますけども、20名の募集に対して60名の方が希望されています。今後もしこういうふうなことを希望される方が増えてくるかと思いますが、是非こんなことも進めていただけたらなというふうに思います。
楠本会長	伊藤委員、今のは文言の修正は求めないということですね。 それでは、評価Cというようになっていすけども、この評価のCということも含めまして修正すべきというご意見があればお願いします。よろしいですか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	それでは、「高齢者の人権」もこれで了承いただいたということで。次、16ページ。「外国人の人権」です。

事務局	事務局、説明をお願いします。 「外国人の人権」、まとめ。当事者に寄り添った相談やきめ細かな対応等が日常的に行われていることは評価できる。今後も努力を続けられたい。外国人の人権に関わる事業には、専門性が必要となる場合が多い。ボランティア頼みの事業は、そのあり方の検討を行われたい。 「2 今後の取組についての提言」。外国人住民の中には、正しい情報を得ることができず、「生活保護を受給したら永住資格が取り上げられる」「児相に子どもを預けたら二度と子どもは帰ってこない」「生活保護を受給したら働けなくなる」等、誤った情報を信じている場合が少なくないことから、正しい情報の発信に努められたい。在留資格を持たない外国人の家族のうち、子どものみに在留資格が与えられるケースが何例か生じている。子どものみの住民登録も可能であり、本市で子どものみの住民登録が申請された場合、子どもの持つ権利が行使され、適切な対応がなされるよう関係部署に周知されたい。
楠本会長	評価はCということになっていますけども、そのことも含めましてご意見・ご質問ありましたらお願いします。青木委員、何か追加でコメントすべきことありますか。
青木委員	読んでいただいたら分かるかと思いますが、こんな事例があるっていうことを知っていただきたいので、ちょっと付け加えさせてください。 一番下に書きました、「子どものみに在留資格が与えられるケース」っていうんですけども、いろんな理由で親が在留資格を持たない場合があります。以前はちゃんとした在留資格を持っていたんだけど、例えば結婚による在留資格を持っている場合は、離婚によってそれが持てなくなったりだとか、以前あったものを取り消されるケースだとか、元々手続きに不手際・不正があって認められないケースだとか、いろんなケースがあるんですけども、何にしろ日本で生まれて母国の言葉も殆ど喋れないし、母国の生活経験も無い子どもと一緒に返すっていうことも、子どもに視点を当てたらどうかっていうことで、そういう子どもの権利をもっと大切にしないといけないんじゃないかということは、入管法改正の時にすごく言われていました。それで、ある程度配慮できる範囲内であるところは親子共に認められるケースがあるんですが、これはちょっと親には認められないっていうことで、子どもだけ在留資格が与えられるっていうケースが出てきています。三重県内でも出ました。子どもが在留資格を持ったもんですから、住民登録を子どもだけでできるはずなんです。ところが実際に行ってみたら拒否をされました。子どもが世帯主になるような住民登録は出来ない。津市ではないですけどね。それでそれはおかしいと、総務省とかいろんなところの見解とも相反することなので、それで誰か付いてってくれる人はいないかって言って私が同行しました。細かなことはここでは申し上げられないんですけども、認められたは認められたんですけど、市民サービスを受け取るためのいろんな手続き上、いろんなことが壁となり、8時半に市役所に行って、最終的にその子が権利が得られる手続きが終わったのが14時半でした。一度拒否されて、それで2回目行ったもんですから、拒否した日に遡って住民登録をしてくれたんですけどもね。その子が持っている権利が行使できない。そういう事例があったということから、津市では適正な対処をしていただきたいと思いますと思いまして、このように書かせていただきました。
楠本会長	評価Cということも含めまして、ご意見・ご質問ありましたらお願いします。

	よろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	それでは「外国人の人権」もご了承いただいたということで。 次、１７ページ。「さまざまな人権課題・その他の人権」ということで、事務局の説明をお願いします。
事務局	「さまざまな人権課題・その他の人権」、まとめ。性的指向・性自認についての市民人権講座の開催や、職員人権研修で性の多様性のＤＶＤ視聴、北朝鮮当局による拉致問題のポスターの掲示等を行ったことは評価できる。今後は他の項目についても人権啓発事業を進めていただきたい。 「２ 今後の取組についての提言」。犯罪被害者等支援条例の意義や犯罪被害者及びその家族の支援についての理解を市民へ周知していただきたい。また、日本には約１０％の性的マイノリティに属する人がいて、生きづらさを感じている人がいることを、広報紙を通じて市民に啓発していただきたい。さらに、ＨＩＶ感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者、刑を終えた人・保護観察中の人、アイヌの人びと等の人権課題を広報紙「人権だより」「シリーズ人権」で紹介し、また「津市人権施策基本方針」で追加された６項目に関しても、担当課と連携しながら市民人権講座を開催するなど啓発を推進していただきたい。今後の取り組みを期待している。
楠本会長	担当いただきましたのは金子委員ですけども、追加のコメントございますか。
金子委員	この通りです。
楠本会長	では、この項目は評価ランクＣというふうになっていますけど、このことも含めましてご意見・ご質問ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	それでは、この項目につきましてもご了承いただいたということで。 これで個別の項目全て終わりました。 それで、次に総合評価。５ページに戻っていただきまして、「２ 総合的な評価・提言」の部分ですけども、事務局の方から説明をお願いします。
事務局	「２ 総合的な評価・提言」。津市では、「人権が尊重される津市をつくる条例」や「津市人権施策基本方針」に基づき人権が尊重される明るく住みよい社会の実現をめざして、さまざまな人権施策が推進されている。関係機関や団体、地域等と連携しながら長年に渡り取り組まれてきた事業は、地域ごとに特色があり評価できる。また、事務事業進捗状況報告書からは、人権を意識して各施策に取り組んでいることが読み取れる事業が多く見られた。しかし、継続事業の中には、人権の視点からはまだまだ不十分な事業も散見することから、総合評価をＣ「ある程度進んだ」とした。全ての施策において、課題や問題点をしっかりと捉え、次の取組に生かせられるよう努められたい。 国においては平成２８年に差別を解消することを目的とした新たな法律として、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法がそれぞれ施行された。また、三重県においては令和４年度に「差別を解消し、人権が尊重

	される三重をつくる条例」が施行されるなど法や条例の整備が進んだが、依然としてインターネット上での差別的な書き込みが後を絶たず、三重県においては、令和5年度に不動産売買において不当な差別を行った教育公務員に対して知事が説示を行うなど、差別の解消には至っていない。 このような中、令和5年10月に津市人権施策基本方針が改訂されたことは評価すべきことである。この新たな基本方針を基に、市職員における人権意識の向上を図り、全庁を挙げてこれまで以上に積極的な人権施策の推進に取り組まれない。
楠本会長	総合評価はCということになっていますけれども、この部分についてご意見・ご質問ありましたらお願いします。 第一段落の下から3行目ですが、「不十分な事業も散見される」でしょうね。「散見されることから」。 それから最後の段落ですけども、「基本方針が改訂されたことは評価すべき」ではなく、「評価されるべきことである」とした方がいいと思います。 他に字句の訂正がありましたらお願いしたいんですけど。内容につきましても、修正すべきというご意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。総合評価もCということではよろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	本日予定していました議題はこれで全部終了したんですけれども、もし後でお気づきの点等ございましたら、事務局の方にご連絡いただければというふうに思っています。 それでは事務局の方にお返しします。
事務局	楠本会長、ありがとうございました。 委員の皆さまにおかれましては、長時間にわたり、ご審議をいただきまして、誠にありがとうございます。 本日、皆さまにご審議いただいた評価書につきましては、市長へ報告するとともに、皆さまに送付した後、市ホームページに掲載させていただきます。 また、本市の関係部署に配付するだけでなく、津市人権施策推進会議や幹事会において、共有を図り、次年度以降の、より効果的な人権施策の推進に取り組んでまいります。 最後に、市民部次長の平井よりお礼申し上げます。
平井市民部次長	次長の平井でございます。 本日はお忙しい中をしっかりとご審議賜りましたことを本当にありがとうございます。頂戴しましたご意見、ご要望、そして評価の内容につきましては、しっかりと津市として、そして私共職員としてしっかり捉えて、今後に向けて進んでいきたいというふうに考えております。今後とも委員の皆様方には、ご指導、そしてご助言、そしてご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが終わりのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。
金子委員	一言いいですか。先ほど話があって、委員は4月に人権施策に対して質問とか提言なんかをしているんですけど、それを担当課から5月に回答をいただいているんですけど。その回答いただいたのは、なるべく早くに質問や提言をした委員

	に、それを送っていただけたらと思うんです。私たちは、評価検討委員の方は早めにいただいてそれを評価しているんですけど、他の委員の方で評価委員になってない方が自分が質問したことや提言したことに対して、回答を少しでも早く見たいかなと思いますので。質問や提言をした方だけに送るのか、全体に送るのか検討いただいてですね、最初のこの時にいただくのではなくて、もっと早めを送っていただいた方がいいかなと思うんですけど、いかがですかね。
楠本会長	事務局どうですかね。
事務局	ありがとうございます。評価検討委員さんの皆さんにもお配りしていますが、他の委員さんにも提言・意見、それに対する担当部局からの回答につきましては、同じタイミングでお渡しさせていただいています。
金子委員	分かりました。ちょっと私も知らなかったので失礼いたしました。ありがとうございます。
楠本会長	それでは、本日はありがとうございました。